第五十八条の三十の三中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一項ただし書」に改める。

第五十八条の三十四中「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」を「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」を「第三十九条の五第一項」に改める。

第五十八条の三十五中「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」を「第三十九条の三第二項ただし書」に改める。

第五十九条中「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」を「第三十九条の三第二項ただし書」に改め、「第三十九条の七第二項、同条第四項」を削る。

第五十九条の九第一号の三中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一項ただし書」に改める。

第五十九条の二十八第一項第四号中「同条第三項第一号」を「第三項ただし書」に、「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一項ただし書」に改め、同項第四号の二中「第三十九条の七第一項（第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の七第三項（第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の十六第一項（第三十九条の十七第二項」を「第三十九条の五第一項（第三十九条の六第二項」に改める。

第七十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項第六号中「第三十九条の十三」を「第三十九条の二」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第七号を第五号とし、第八号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十条第三項第二号、第三十五条第一項第二号若しくは第三十九条の十三」を「第三十九条の二」に改める。

第七十四条の二第一項第一号中「第三十九条の七第一項若しくは第三項、第三十九条の十四第二項ただし書」を「第三十九条の三第二項ただし書」に改め、同項第一号の二中「第二十条第三項第二号、第三十五条第一項第二号又は第三十九条の十三」を「第三十九条の二」に改め、同項第一号の三中「第三十九条の十二第一項若しくは第三十九条の二十第一項」を「第三十九条の九第一項」に、「第三十九条の十二第二項若しくは第三項若しくは第三十九条の二十第二項」を「同条第二項」に改める。

第七十九条の三中「第三十九条の十一、第三十九条の二十一第一項、第三十九条の二十三」を「第三十九条の十第一項、第三十九条の十二」に改める。

第八十三条第一号中「第三十九条の九第一項若しくは第二項、第三十九条の十八、第三十九条の十九第二項、第三十九条の二十一第一項」を「第三十九条の七、第三十九条の八第二項、第三十九条の十第一項」に改め、同条第四号の二中「第三十九条の二十二第二項又は第三十九条の二十七第一項」を「第三十九条の十一第二項又は第三十九条の十六第一項」に改め、同条第四号の二の二を削り、同条第四号の二の三中「第三十九条の二十一第二項」を「第三十九条の十第二項」に、「第三十九条の二十四第二項、第三十九条の二十五第二項又は第三十九条の二十六」を「第三十九条の十三第二項、第三十九条の十四第二項又は第三十九条の十五」に改め、同号を同条第四号の二の二とし、同条第四号の二の四中「第三十九条の二十三」を「第三十九条の十二」に改め、同号を同条第四号の二の三とする。

（ガス事業法の一部改正）

第三条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条）」を「第三款　工事計画及び検査　第四款　認定高度保安実施ガス小売事業者（第三十二条―第三十四条）　第四款の二　工事計画及び検査（第三十四条の二―第三十四条の十三）」に、「第三目　工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条）」を「第三目　工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条）　第四目　認定高度保安実施一般ガス導管事業者（第七十一条の二・第七十一条の三）」に、「第四款　ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条）」を「第四款　ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条の二・第八十四条の三）」に、「第三款　工事計画及び検査（第百一条―第百四条）」を「第三款　工事計画及び検査（第百一条―第百四条）　第四款　認定高度保安実施ガス製造事業者（第百四条の二・第百四条の三）」に改める。

第二章第三節に次の一款を加える。

第四款　認定高度保安実施ガス小売事業者

（認定）

第三十四条の二　ガス小売事業者（自らが維持し、及び運用するガス工作物（経済産業省令で定めるものに限る。）により小売供給を行う者に限る。以下この款において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、高度な保安を確保することができると認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けることができる。

（認定の基準）

第三十四条の三　経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一　保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二　保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

（欠格条項）

第三十四条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

一　自らが維持し、及び運用するガス工作物の使用を開始した日から二年を経過しない者

二　自らが維持し、及び運用するガス工作物に関して、その責めに帰すべき事由により、ガスによる災害を発生させた日から二年を経過しない者

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四　第三十四条の八第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

五　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2　第八条第一項の規定によるガス小売事業者の地位の承継があつた場合において、当該ガス小売事業者がガス工作物の使用を開始した日から二年を経過したときは、前項第一号の規定は、適用しない。

（認定の更新）

第三十四条の五　認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（変更の届出）

第三十四条の六　認定を受けた者（以下「認定高度保安実施ガス小売事業者」という。）は、保安の確保のための組織又は保安の確保の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。